

掲 示

災害時における応急組立橋の緊急的な架設業務（富山防災センター）に関する協定締結に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記２．の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記３．（３）－１の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記３．（３）－２の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

令和７年２月７日

北陸地方整備局

北陸技術事務所長

渡辺 隆幸

記

１．業務概要

- (1) 件 名 災害時における応急組立橋の緊急的な架設業務（富山防災センター）に関する協定
- (2) 目 的 本業務は、災害時に応急組立橋（管理番号41-1505外）の緊急的な架設を行い、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を支援することを目的とする。
 - 1) 応急組立橋（管理番号41-1505）諸元
橋梁形式：組立式トラスガータ橋
車道幅員：6 m（歩道なし）
支間長：40 m
 - 2) 応急組立橋（管理番号R06- - ）諸元
橋梁形式：組立下路式ワーレントラス橋
車道幅員：7.5 m
歩道幅員：1.5 m
支間長：50 m
- (3) 協定内容 別添協定書（案）のとおり。
- (4) 協定期間 令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

２．技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で鋼橋上部工事の認定を受けていること。
- なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することが出来る。この場合においては、２．（１）及び（３）から（９）までに掲げる条項を満たしており、かつ技術審査時に、２．（２）に掲げる北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工種区分を鋼橋上部工事として申請していることとする。なおその場合、受理されていることが確認できる書類の写しを提出すること。なお、令和７年４月１日時点において、上記申請に対して認定を受けていなければならない。
- （会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 富山県内に建設業法に基づく「鋼構造物工事」または「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けた本社を有すること。
- なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。
- (5) 平成２１年度以降に元請として完成した工事で、北陸地方整備局管内での北陸地方整備局（事務所発注を含む）、県、政令市、市町村の次のいずれかの施工実績を有すること。ただし、評定点合計が６５点未満のものを除く。
- 応急組立橋架設工事、応急組立橋架設訓練作業、鋼橋上部工事の架設工事、一般土木工事
- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。
- (7) 単体の実績をもって経常建設共同体で応募する場合は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。
- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。
なお、郵送希望者は返送用の封筒（切手添付）を交付場所宛に送付すること。

交付場所： 北陸地方整備局 北陸技術事務所 施工調査・技術活用課
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田 2 3 1 0 - 5
TEL 025-231-1281（代表） 内線 381

交付期間： 令和 7 年 2 月 7 日（金）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までの毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までの 2 日間とし、午前 9 時から午後 4 時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 北陸技術事務所 施工調査・技術活用課
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田 2 3 1 0 - 5
TEL 025-231-1281（代表） 内線 381

提出方法： 提出部数は 1 部とし、持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）するものとする。

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙の技術審査基準を基に選定する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a) 指名停止 (b) 契約違反 (c) 一括下請等 (d) 排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 令和 7・8 年度一般競争参加資格者（令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格確認申請書受理者含む）で鋼橋上部工事以外

2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a) 施工実績 (b) 技術者評価
- b 地理的条件
- c 出勤所要時間
- d 常用労務者数
- e その他 (a) 安全、労働福祉

他の区域で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記 3. (3) -2) の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

4. その他

- (1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して 7 日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合これらを理由に以降の指

名等について不利益な取扱いはしない。

- (2) 技術資料に関する問い合わせ先
北陸地方整備局 北陸技術事務所 施工調査・技術活用課
〒950-1101 新潟県新潟市西区山田2310-5
TEL 025-231-1281（代表） 内線 381
- (3) 技術資料の審査及び指名審査
技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。
- (4) 本業務に係る協定締結は、令和7年3月24日（月）を予定している。

(別紙)

技術審査基準

評価項目	選定の着目点	3A	2A	A	B	C
①地理的条件	(1) 本社の所在地			イ) 富山県内に本社がある。		
②施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (過去15年間)			イ) 北陸地方整備局(事務所含む)発注の施工実績がある。	ロ) 県、政令市、市町村発注の施工実績がある。	ハ) 実績無し
	(2) 類似工事の施工実績 (過去15年間)				イ) 国、県、政令市、市町村発注の施工実績がある。	ロ) 実績無し
③技術者評価	(1) 同種・類似工事の工事経験を有する会社の技術者数			イ) 北陸地方整備局(事務所含む)、県、政令市、市町村発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名以上いる。	ロ) 北陸地方整備局(事務所含む)、県、政令市、市町村発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が1名以上5名未満。	ハ) 資格を有する技術者がいない又は工事経験がない
④安全・労働福祉	(1) 安全管理に関する表彰 (過去2年間)			イ) 表彰有り。	ロ) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意、警告又は指名停止の措置を受けた場合 ハ) 表彰無し	
	(2) 建退協の加入状況			イ) 加入している	ロ) 加入していない。	
⑤工事成績	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における令和2年度～令和5年度の鋼橋上部工事の工事成績評定の平均点。JV時及び単体時の工事成績も評価の対象とする。	イ) 80点以上	ロ) 75点以上80点未満	ハ) 70点以上75点未満	ニ) 65点以上70点未満又は実績なし	ホ) 65点未満
⑥出勤所要時間又は距離	出勤所要時間と緊急的な応急対策の実施関係			イ) 出勤所要時間1時間未満又は20km未満	ロ) イ) 以外	
⑦建設資機材等	緊急的な災害応急対策の実施関係(常用作業員数) ※建設機械の保有状況を考慮しても良い。			イ) 常用作業員10名以上	ロ) イ) 以外	
⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置	不誠実な行為・安全管理に係る措置を受けた者が対象 注) 審査日は、入札・契約手続き運営委員会の開催日とする。		イ) - 2A ・審査日時点で、措置期間終了日の翌日から起算して当該措置期間と同期間内の場合	ロ) - A ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ) - A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合		

※③技術者評価、⑥出勤所要時間又は距離の評価基準の数値及び⑦建設資機材等の評価内容・評価基準の数値については、地域特性等勘案し各事務所で定めてよい。

評価方法 (1) ②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

(2) 項目①～⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。

災害時における応急組立橋の緊急的な架設業務 (富山防災センター)に関する協定書【案】

国土交通省北陸地方整備局 北陸技術事務所長 渡辺 隆幸(以下「甲」という。)と、
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)とは、災害時における応急組立
橋の緊急的な架設業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、地震・大雨等異常な自然現象及び予期できない事象により国土交通
省北陸地方整備局が管理する道路及び河川(以下「道路等」という。)において災害
が発生し、道路が交通不能となった場合に、緊急的に交通を確保するため富山防災
センターに配備した応急組立橋を架設し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に
資することを目的とする。

(業務の実施区域)

第2条 業務の実施区域は、北陸地方整備局管内とする。

(業務の内容)

第3条 甲は、道路等に災害が発生し必要と認めるときには、被災状況に応じて乙に出
動を要請することができるものとする。
2. 乙が甲からの要請により出動する際、乙は甲からの指示により架設予定箇所の調
査を行うと共に、必要人員、資機材等の準備を行い、速やかに業務を遂行するもの
とする。
3. 甲は乙に演習・訓練等への参加を要請することができるものとする。なお、架設
訓練は令和7年度に予定する。

(連絡体制と報告)

第4条 乙はあらかじめ次の事項について、甲に書面で報告するものとする。なお、内容
に変更があった場合は、遅滞なく変更内容を甲に書面で報告するものとする。
2. 連絡体制
3. 業務に必要な建設資機材等の確保、動員の方法

(業務の特例)

第5条 甲は特に必要と判断した場合、乙に第2条に規定する以外の区域に出動を要請で
きるものとする。
2. 北陸地方整備局が自治体等の要請を受け災害支援を行う場合、甲は乙に出動要請
できるものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に出動を要請したときは、速やかに契約を締結するものとする。
2. 第5条2項による場合、乙と自治体と業務に関する契約を締結することができる。
(有効期限)

第7条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

ただし、協定期間中は北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争参加資格で鋼橋上部工事の認定を受けていること。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲、乙協議して定めるものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入）

第9条 乙は、業務に従事する全ての者を補償する法定外労働災害補償制度に加入するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和7年3月 日

甲 国土交通省北陸地方整備局
北陸技術事務所長 渡辺 隆幸

乙 ○○○株式会社
○○○○○ ○○ ○○